

令和5年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益財団法人宮崎県国際交流協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	多文化共生地域づくり 推進事業業務委託	県民に対する異文化 理解・相互理解の啓 発事業及び外国人住 民支援事業等に係る 業務委託	28,710,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、多文化共生の地域づくりを推進するため、 県民に対する異文化理解・相互理解の啓発事業及び外国 人住民支援事業等について委託するものである。 公益財団法人宮崎県国際交流協会は、国際交流や国際 協力に関して、国、県及び関係団体と連携し、事業を行 うことを目的とする県内唯一の公益財団法人である。 地域の国際化の推進や外国人にとって住みやすい環境 の整備などの事業のノウハウを有し、県全体を対象に迅 速かつ効率的に行える団体としては同協会しかいないた め、同協会と随意契約を締結することとしたものであ る。	商工観光労働部 観光経済交流局 国際・経済交流 課
2	外国人住民等相談窓口 運営事業業務委託	外国人住民等に対す る行政・生活全般の 情報提供・相談対応 事業等に係る業務委 託	11,920,753	第167条の2第1項 第2号	本業務は、外国人材の受入拡大に伴い、生活者として の外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、行政 ・生活全般の情報提供や相談対応を多言語で一元的に 行う相談窓口の運営事業について委託するものである。 公益財団法人宮崎県国際交流協会は、国の国際化推進 施策に基づき全国的に設立された地域国際化協会（H2総 務省認定）であり、国際交流や国際協力に関して、国、 県及び関係団体と連携し、全県的な活動を行える県内唯 一の公益財団法人である。 これまで、外国人に対する相談事業や国際交流ボラ ンティアの養成・登録、日本語教室、文化体験教室等の 事業を実施しており、外国人住民支援のノウハウを有す るほか、自治体国際化協会やJICAをはじめ県内外に 多くのネットワークを有することから、効率的かつ安定的 に事業を運営することができる。 また、災害時の外国人支援についても、外国人向けの 防災講座や外国人災害サポートボランティアの養成を 行っているほか、災害時には同協会が県と共同で「災害 時多言語支援センター」を設置・運営することとなっ ていることから、外国人住民等相談窓口と連携した外国人 支援が可能である。 以上のことから、地域の国際化の推進や外国人にと って住みやすい環境の整備などの事業のノウハウを有し、 県全体を対象に迅速かつ効率的な事業遂行が可能であ り、継続性の面でも安定的に運営できる団体としては同 協会しかいないため、同協会と随意契約を締結すること としたものである。	商工観光労働部 観光経済交流局 国際・経済交流 課
3	地域日本語教育体制整 備事業業務委託	外国人住民に対する 生活等に必要な日本 語教育事業等に係る 業務委託	17,409,960	第167条の2第1項 第2号	本業務は、外国人住民が生活等に必要な日本語能力を 見につけられるよう、地域における日本語教育を推進す るコーディネーターを配置し、地域や外国人のニーズを 踏まえた日本語教育事業等について委託するものであ る。 公益財団法人宮崎県国際交流協会は、外国人住民に対 する日本語講座を実施しており、長年に渡る実績やノウ ハウを有することから、効率的かつ安定的に事業を運営 することができる。本事業は、文化庁の補助金を活用す るものであるが、その事業スキームにおいても、各都道 府県に設置されている総務省認定の地域国際化協会が事 業主体として事業を実施することが想定されている。 また、事業の実施にあたっては、外国人留学生を対象 に、県内で日本語教育の運営実績がある宮崎大学や専門 学校との連携が必要となるが、協会は十分なネットワ ークを有しており、効果的に事業を運営することができ る。 以上のことから、外国人住民に対する日本語教育のノ ウハウを有し、国、県及び関係団体と連携を図りなが ら、県全体を対象に迅速かつ効率的に事業を遂行するこ とができ、継続性の面でも安定的に運営できる団体とし ては同協会しかいないため、同協会と随意契約を締結す ることとしたものである。	商工観光労働部 観光経済交流局 国際・経済交流 課